

表 第1号被保険者保険料

(保険料は平成24～26年度の各年度の年額)

区分	保険料	
第1段階	生活保護の受給者または老齢福祉年金の受給者で世帯全員が市町村民税非課税の方	22,500円
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で【本人の合計所得金額+課税年金収入額】が80万円以下の方	22,500円
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税で【本人の合計所得金額+課税年金収入額】が120万円以下の方	31,500円
	世帯全員が市町村民税非課税で【本人の合計所得金額+課税年金収入額】が120万円を超える方	33,750円
第4段階	本人が市町村民税非課税で世帯の中に市町村民税課税者がいる【公的年金等収入+合計所得金額】が80万円以下の方	39,370円
	本人が市町村民税非課税で世帯の中に市町村民税課税者がいる【公的年金等収入+合計所得金額】が80万円を超える方	45,000円 (基準額)
第5段階	本人に市町村民税が課税されていて合計所得金額が190万円(※200万円から変更)未満の方	56,250円
第6段階	本人に市町村民税が課税されていて合計所得金額が190万円(※200万円から変更)以上の方	67,500円

『地域でいきいきと生活できる環境づくり』 『地域支援体制の推進』

●地域支援事業の推進

地域支援事業は、介護予防事業や包括的支援事業などを行うことにより、高齢の方が要介護の状態・要支援の状態になることを予防し、介護が必要となったときでも可能な限り地域で自立した生活を送ることを支援する取り組みです。

介護が必要な状態にならないためには、皆さん自身が心身の変化を自覚し、健康状態を保つことが大切です。

市は、介護予防を目的に、さまざまな介護予防教室などを開いています。

また、高齢化が進む中、地域の方の相談受付などに十分な対応を行うため、市内の6か所に地域包括支援センター(愛称「きずな」)を設置し、包括的支援事業を充実・強化させます(図3)。

●高齢者虐待の防止

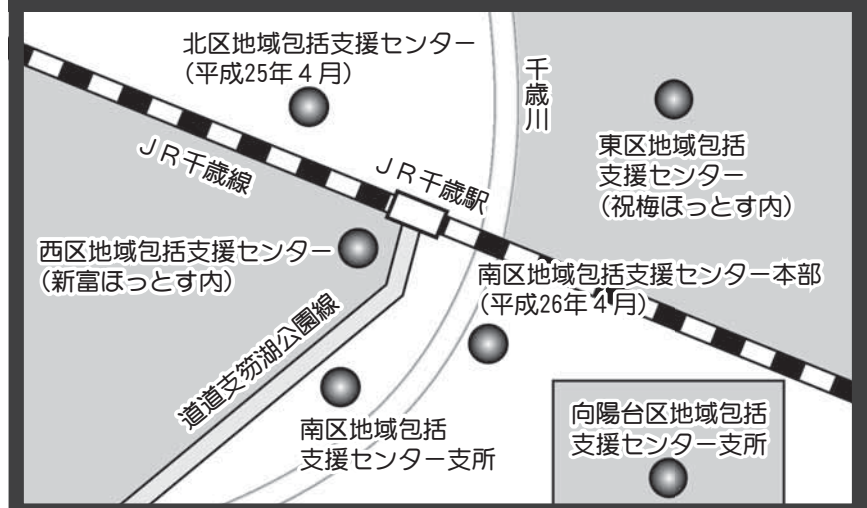
市は、高齢者虐待防止ネットワーク会議を設置し、虐待と認められるときは、市と地域包括支援センターが中心となり、適正な対応を速やかにとることとしています。引き続きこの取り組みを強化していきます。

『介護保険サービスの見込み』

介護給付費は、半分が国や北海道、市の負担で、半分が被保険者の介護保険料でまかなわれています。

第5期計画期間の介護保険料(第1号被保険者保険料)の月額(基準額)は、介護保険サービスの増加や新規サービスを見込んだことによる給付費の増加分、介護報酬改定の1.2パーセントの上昇分などを踏まえ、前期より19.5パーセント増の3,750円に算定しました。各段階の年額保険料は左の表のとおりです。

図3 地域包括支援センターの整備計画



記事のお問い合わせ

- 障がい者計画・第3期障がい福祉計画
保健福祉部
障がい者支援課障がい福祉係
☎(24)0327
- 第5期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
保健福祉部
高齢者支援課高齢福祉係
☎(24)0295

※計画の詳細は市役所、市のホームページなどでご覧になれます。